

令和6年度総合防災訓練の実施について

1 要旨・目的

災害対策基本法第48条の規定に基づく「総合防災訓練」を実施して、捜索・救助・救護活動等における防災関係機関相互の緊密な連絡協力体制を確立するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

2 現状・背景

総合防災訓練は、防災関係機関相互の連携強化の取組の一環として、災害対策基本法第48条の規定に基づき、県内市町と共催で毎年度実施している。

地域住民の防災意識の高揚を促進するため、新型コロナウイルス感染拡大以降、見送っていた地域住民の参観、企業展示を5年ぶりに実施する。

3 概要

(1) 日時

令和6年10月5日（土）13時30分～15時30分

(2) 場所

【第1部】宝町ふ頭から海上自衛隊呉地方総監部に至る海域（呉市宝町）

【第2部】入船山公園多目的広場（呉市幸町）

(3) 主催

広島県防災会議、呉市防災会議

(4) 参加機関（56機関）

陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、第六管区海上保安本部、呉海上保安部、中国地方整備局、広島県警察本部、呉警察署、一般社団法人呉市医師会、国立病院機構呉医療センター、広島県防災航空隊、呉市消防局 他

(5) 訓練想定

大規模地震による多数の死傷者、建物倒壊等の被害が発生

（想定する地震：安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震）

4 訓練内容（呉市の地理的条件を考慮し、各機関が連携した災害対応活動を実施）

第1部では、海上において船艇を使用した緊急輸送、海面清掃船による被災ごみ除去、船艇及び潜水士による水難救助を訓練。

第2部では、シェイクアウト、現地災害対策本部設置、住民等による避難誘導、被害状況把握・情報収集伝達・立入り規制、住民による初期活動、応急救護所開設、DMAT等医療機関による応急救護、航空機による傷病者搬送、緊急輸送路の啓開、倒壊建物救助及び埋没車両救助、建物火災消火訓練、航空機による緊急物資輸送を訓練。